

告 示

埼玉県告示第五百二十七号

測量計画機関である関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年五月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

埼玉県羽生市三田ヶ谷、久喜市中里、新井、島川、幸手市高須賀

四 作業期間

令和二年五月二十五日から令和二年九月三十日まで